

(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例の検討状況報告

1. 条例検討会の検討経緯

| 回数 | 年月日 | 内 容 |
|------|------------------|--------------------------------------|
| — | H25. 4. 17 | 条例検討会を設置 |
| — | H25. 4. 21~6. 20 | 障がいを理由とした生きづらさ・差別事例の募集 (91 通・167 事例) |
| 第1回 | H26. 6. 20 | 座長及び副座長の選出、検討会の役割・今後の進め方について等 |
| 第2回 | H25. 7. 18 | 差別事例の分析 (福祉分野) |
| 第3回 | H25. 8. 22 | 今後の進め方・スケジュールについて |
| 第4回 | H25. 9. 19 | 各障がい種別の特性について |
| 第5回 | H25. 10. 17 | 差別事例の分析 (第1回グループ討議) |
| 第6回 | H25. 11. 21 | 差別事例の分析 (第2回グループ討議) |
| 第7回 | H25. 12. 19 | 差別事例の分析 (第1回グループ発表・討議) |
| 第8回 | H26. 1. 16 | 差別事例の分析 (第2回グループ発表・討議) |
| 第9回 | H26. 3. 20 | 「中間とりまとめ(案)」について |
| 第10回 | H26. 4. 17 | 「中間とりまとめ(案)」について |
| 第11回 | H26. 9. 18 | 条例 (たたき案) について |

⇒ 「中間とりまとめ」が
まとまる

2. 意見交換会

(1) 開催状況

| 年月日 | 会 場 等 | 参加者数等 |
|------------|------------------|-------|
| H26. 6. 3 | 秋葉区：新津地区市民会館 | 49 人 |
| H26. 6. 4 | 北 区：北地区公民館 | 35 人 |
| H26. 6. 10 | 江南区：江南区役所 | 31 人 |
| H26. 6. 17 | 南 区：南区白根健康福祉センター | 47 人 |
| H26. 6. 19 | 中央区：市役所本館 | 63 人 |
| H26. 7. 1 | 東 区：東区プラザ | 49 人 |
| H26. 7. 3 | 西 区：西区役所健康センター棟 | 64 人 |
| H26. 7. 5 | 団体用：市役所本館 | 44 人 |
| H26. 7. 16 | 西蒲区：巻地域保健福祉センター | 40 人 |
| 合 計 | | 442人 |

(2) 意見交換会で出された主な意見

- ・実効性を確保するため、罰則を設けるべき。
- ・教育現場における周知啓発・研修を行う必要がある。
- ・平成27年度に条例を施行するのは、時期尚早。もっと慎重に議論すべき。
- ・丁寧な周知啓発を行っていくべき。
- ・合理的配慮の不提供の禁止は、行政が義務規定・民間事業者が努力義務規定とされているが、民間事業者も義務規定とすべき。
- ・各種制度への要望。

3. 今後のスケジュール（予定）

| | その1 | その2 |
|--------------------|-------------|--------------------------------|
| (1) 第12回条例検討会 | 平成26年10月16日 | |
| (予備日) | — | (平成26年11月20日) (平成26年12月18日) |
| (2) 法制課審査 | 平成26年11月 | 平成27年1月 |
| (3) 条例検討会(最終とりまとめ) | 平成26年11月20日 | 平成27年2月19日 |
| (4) パブリックコメント | 平成26年12月 | 平成27年3月 |
| (5) 議会審査 | 平成27年2月議会 | 平成27年6月議会 |
| (6) 条例公布・部分施行 | 平成27年4月1日 | 平成27年7月1日 |
| (7) 周知・準備 | 8ヶ月 | 9ヶ月 |
| (8) 条例施行(全面) | 平成27年12月1日 | 平成28年4月1日 |